

ま	ち	づ	く	り	委	員	会
令	和	8	年	6	月	1	日
道	路	・	交	通	政	策	局

## 市第13号議案

### 峰沢第337号線等市道路線の認定及び廃止

<提 案 理 由>

峰沢第337号線等の路線を市道に認定し、及び峰沢第181号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

<道路法> (抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 (第1項省略)

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 (第1項及び第2項省略)

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎認定する路線

		路線数	道路延長	面積
全	体	4 路線	1 6 4 m	8 6 1 m <sup>2</sup>
内 訳	公道移管	2 路線	8 3 m	4 1 4 m <sup>2</sup>
	開発行為等	1 路線	4 6 m	2 5 4 m <sup>2</sup>
	路線整理	1 路線	3 5 m	1 9 3 m <sup>2</sup>

◎廃止する路線

		路線数	道路延長	面積
全	体	2 7 路線	1, 2 0 8 m	2, 7 9 7 m <sup>2</sup>
内 訳	払下げ	5 路線	4 0 0 m	8 9 8 m <sup>2</sup>
	道路付替	1 路線	1 5 8 m	2 8 8 m <sup>2</sup>
	開発行為等	8 路線	7 9 m	2 0 9 m <sup>2</sup>
	路線整理	1 3 路線	5 7 1 m	1, 4 0 2 m <sup>2</sup>

市第13号議案により認定及び廃止を行う路線の幅員、延長

◎認定する路線

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
峰沢	337	4.50	57.53	1
峰沢	338	5.29~5.62	25.32	2
東山田	431	5.50	45.84	3
下飯田	465	5.50~5.54	34.95	4

◎廃止する路線

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
峰沢	181	5.29~5.62	22.79	2
山元町	387	1.85	5.90	5
上大岡	49	2.80~4.00	29.70	6
上大岡	52	1.80~1.90	22.50	6
上大岡	64	1.90~2.00	28.10	7
上大岡	72	1.80	62.80	7
上大岡	74	1.80	24.00	7
上大岡	78	1.80	21.70	7
上大岡	79	1.80	16.50	7
上大岡	80	1.80	8.20	7

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
笹下	5	0.86~3.37	73.72	8
野庭	348	1.69~2.11	137.63	9
菅田	224	0.67	13.42	10
羽沢	221	1.78~1.88	157.65	11
長津田中部	151	2.49~2.65	150.96	12
長津田中部	165	2.22~2.62	238.80	12
長津田中部	196	2.38~2.86	23.87	12
長津田中部	198	2.43	19.39	12
長津田中部	247	2.20~2.54	64.28	12
長津田中部	248	2.26~2.54	12.00	12

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
恩田	221	2.42~2.63	30.99	13
川和	109	2.83~2.86	8.15	14
川和	110	2.64~2.68	8.97	14
川和	112	4.46~4.48	5.09	14
下飯田	161	2.16~2.17	6.41	15
下飯田	220	2.52~2.58	6.14	15
下飯田	221	2.51~2.57	7.94	15